

改正

平成23年3月29日市長決裁
平成24年3月29日市長決裁
平成25年3月27日市長決裁
平成25年12月12日市長決裁
平成28年8月29日市長決裁
平成29年3月31日市長決裁
平成30年3月13日市長決裁（市営住宅課長専決）
平成30年8月20日市長決裁（建設部長専決）
平成31年3月29日市長決裁（市営住宅課長専決）
平成31年4月25日市長決裁（市営住宅課長専決）
令和2年3月16日市長決裁（市営住宅課長専決）
令和3年3月19日市長決裁（市営住宅課長専決）

（趣旨）

第1条 この要綱は、千歳市営住宅条例（昭和43年千歳市条例第39号。以下「条例」という。）及び千歳市営住宅条例施行規則（昭和44年千歳市規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、市及び市から業務委託を受けた指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が行う市営住宅の家賃（市営住宅の駐車場の使用料を含む。）の滞納整理に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（督促）

第2条 市長は、毎月の納期限までに家賃を納付しなかった市営住宅入居者（以下「滞納者」という。）に対し、納期限後20日以内に当該月分の家賃について、督促状（第1号様式）により督促を行うものとする。

（催告）

第3条 市長は、滞納している家賃（以下「滞納家賃」という。）を前条の督促によっても納付しない滞納者に対し、毎年度6月、9月、12月及び3月に催告書（第2号様式）により催告を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する滞納者の滞納家賃については、催告の対象としないことができる。

- （1）既に市営住宅を退去した者であって、死亡したもの
- （2）既に市営住宅を退去した者であって、その行方が不明となっているもの

(3) 破産法(平成16年法律第75号)第30条第1項の規定により、裁判所から破産手続開始の決定を受けている者(以下「破産者」という。ただし、当該滞納家賃を債務として申し立てている場合に限る。)

(4) 納付誓約書を提出し、当該誓約内容を遵守して分割納付等を継続している者
(納付指導)

第4条 市長は、前条の催告に応じない滞納者(以下「特定滞納者」という。)について滞納整理票(第3号様式)を作成し、納付状況及び納付指導の経緯を記録する。

2 市長は、特定滞納者に対し、次に掲げる納付指導を行うものとする。

(1) 電話又は文書による催告、臨戸訪問等により、滞納の長期化が市営住宅の明渡しにつながることを十分に説明し、滞納家賃の納付を約束させる。

(2) 前号の約束を履行しない場合においては、滞納家賃支払計画書兼誓約書(第4号様式)を徴し、納付計画に沿った滞納家賃の納付を促す。

(3) 家賃の納付に当たっては、現年度の家賃の納付を遅滞することなく、かつ、滞納家賃の総額も減少させるよう指導する。

3 市長は、前項の規定により滞納家賃を分割して納付したいと申し出たものがある場合には、当該特定滞納者と協議の上、住宅使用料・駐車場使用料納入通知書(第12号様式)によって分割納付することを認めることができる。

4 市長は、特定滞納者が明らかに条例第13条の規定に該当すると認められる場合には、滞納家賃の解消を前提に家賃の減免申請を勧めるものとする。

5 市長は、特定滞納者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅扶助を受けている世帯(以下「生活保護受給世帯」という。)に属している場合には、同法第37条の2の規定による代理受領を適用するものとする。

(納付指導の強化)

第5条 前条の納付指導にもかかわらず、家賃の滞納が累積して4月に達した特定滞納者については、その連帯保証人に対して納付指導依頼書(第5号様式)を送付する。

第6条 削除

(法的措置候補者の選定)

第7条 市長は、毎年6月1日現在において、次の各号のいずれかに該当する特定滞納者を法的措置候補者として選定する。

(1) 滞納家賃の累計額が30万円以上あり、かつ、前年6月1日現在の累積滞納額の95%を上回っている者

- (2) 滞納家賃の累計額にかかわらず、滞納家賃支払計画書兼誓約書を提出したのち、新たに累積6月以上の家賃を滞納した者
- (3) 第4条第2項の規定による納付指導に従わず6月以上を経過した者
- (4) 電話又は文書による催告、臨戸訪問等に対し、6月以上応答がない者
- (5) 過去に破産申立てにより滞納家賃の一部又は全部について免責を受けた者のうち、その後新たに累積3月以上の家賃を滞納した者
- (6) 過去5年以内に法的措置候補者に選定された者のうち、その後新たに累積3月以上の家賃を滞納した者

2 前項第1号から第4号までのいずれかに該当する特定滞納者に対しては、市営住宅使用料に係る法的措置対象候補とする通知書兼来庁要請書(第6号様式。以下「来庁要請書」という。)により通知し、速やかに来庁を求めるものとする。

3 市長は、前項の求めに応じ来庁した法的措置候補者に対し、毎月分の家賃の納付を遅滞することなく、かつ、滞納家賃の額も減少させるよう指導した上で、当該法的措置候補者から市営住宅使用料等納付誓約書(第7号様式。以下「納付誓約書」という。)を徴する。

4 前項の規定により納付誓約書を徴する場合の条件は、次のとおりとする。

- (1) 滞納額については、36月以内で完納すること。ただし、納付誓約書締結時点で滞納家賃の累計額が50万円を超えている者については、60月まで延長することができる。
- (2) 納付誓約書への押印は、実印を使用し、印鑑登録証明書を1通添付すること。

5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、法的措置候補者から除外する。

- (1) 納付誓約書を提出し、当該誓約内容を遵守して分割納付等を継続している者
- (2) 生活保護受給世帯に属する者
- (3) 第1号の規定に該当する滞納者のうち、当該該当者又はその同居者(同居人として市長の承認を受け、又は市長に届出のある者に限る。)が、過去1年以内に不慮の災難、疾病等を被ったことにより、その事情に関わる実支出額又は実損失額が前年度1年間の家賃相当額(条例第13条の規定により家賃の減免を受けている者については、減免適用前の金額)を超えていることが明らかな者
- (4) その他主たる生計維持者の死亡、自己都合によらない失業等やむを得ない事情を有していると市長が認める者

(最終催告書の送付)

第8条 市長は、前条第1項第5号若しくは第6号に該当する者、来庁要請書を送付したにもかかわらず指定期日までに来庁しない者、納付誓約書を提出しない者又は納付誓約書の提出があつたにもかかわらず累積3月以上履行しない者があるときは、配達証明郵便により市営住宅使用料等最終催告書(第8号様式。

以下「最終催告書」という。)を送付し、その者の連帯保証人に対しては連帯保証債務履行依頼書(第9号様式)を送付する。

2 市長は、前項の納付要請書を送付後、特定滞納者が滞納家賃を期限までに納付しない場合は、連帯保証債務納付請求書により、その者の連帯保証人に滞納家賃を請求することができる。

(最終催告書の適用除外及び取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、前条の規定を適用しないことができる。

- (1) 既に市営住宅を退去した者
- (2) 生活保護受給世帯で、第4条第5項の規定により、住宅扶助費の代理受領の手続を行っている者
- (3) 破産申立てにより、催告の対象となる住宅使用料等について、既に裁判所から免責許可を受けている者

(法的措置対象者の選定)

第10条 市長は、最終催告書を送付した特定滞納者の中から法的措置対象者を選定する。

(法的措置対象者選定委員会)

第11条 市長は、前条の法的措置対象者を決定するため、法的措置対象者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 選定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は建設部長をもって充て、副委員長は建設部次長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 建設部市営住宅課長
- (2) 総務部総務課長
- (3) 保健福祉部福祉課長
- (4) 保健福祉部高齢者支援課長
- (5) 保健福祉部障がい者支援課長
- (6) こども福祉部こども家庭課長
- (7) その他委員長が特に必要と認める者

6 選定委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

7 選定委員会の庶務は、建設部市営住宅課において行う。

8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(明渡し請求)

第12条 市長は、選定委員会において決定した法的措置対象者に対し、配達証明郵便により規則第26条に規

定する市営住宅明渡し請求書（以下「明渡し請求書」という。）を送付するものとする。

2 市長は、明渡し請求書に記載された明渡し期限をもって家賃調定を打ち切るものとする。

3 市長は、前項の規定により家賃調定を打ち切った後、条例第24条第4項の規定により、法的措置対象者から金銭を徴収するものとする。

（訴えの提起）

第13条 市長は、前条第1項の規定による明渡し請求に応じない者を相手方として、滞納家賃及び損害金の支払並びに市営住宅の明渡しを求める訴えを提起するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、訴えの提起の対象が既に市営住宅を退去した者又は法的措置対象者の法定相続人若しくは連帯保証人である場合は、その訴えの内容は、滞納家賃及び損害金の支払を求めるものとする。

3 前項の場合において、その滞納家賃及び損害金の合計額が60万円以下であるときは、小額訴訟によることができる。

（裁判上の和解の基準）

第14条 裁判上の和解の基準については、次に定めるところによる。

（1）訴え提起前の和解については、次に定める要件のいずれかを満たす場合に限り行う。

ア 当該市営住宅を明け渡すこと。

イ 滞納家賃及び市長が求めた損害金の全額を直ちに支払うこと。

（2）訴訟提起後の和解については、次に定める要件のすべてを満たす場合に限り行う。

ア 当該市営住宅を明け渡すこと。

イ 滞納家賃及び市長が求めた損害金を全額支払うこと。

（強制執行）

第15条 市長は、裁判に勝訴した場合又は裁判上の和解（即決和解を含む。）により債務名義が確定したにもかかわらず、法的措置対象者が和解条項に違反した場合は、民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条の規定に基づき強制執行の申立てを行う。

（弁護士委託）

第16条 市長は、必要に応じて催告その他この要綱に定める法的措置等の実施を弁護士に委託することができるものとする。

（退去者との支払誓約）

第17条 市長は、滞納家賃その他の債務を清算せずに市営住宅を退去しようとする滞納者に対して必要と認める場合には、それらの支払に関し、滞納家賃等支払誓約書（退去者用）（第11号様式。以下「支払誓約書」という。）を徴するものとする。

- 2 支払誓約書への押印は、実印を使用し、印鑑登録証明書を1通添付すること。
- 3 市長は、支払誓約書の提出に応じず、また誓約内容を順守しない者があるときは、法的措置を前提とする市営住宅使用料等催告書（第13号様式）により支払を求めることができる。

（指定管理者への委任）

第18条 市長は、地方自治法施行令第158条第1項及び千歳市営住宅及び共同施設の指定管理者による管理運営に関する協定書第18条の規定に則って市と収納業務の委託契約を締結した指定管理者に対し、この要綱で定める滞納整理事務の一部を委任することができる。

- 2 前項の規定により委任する滞納整理事務の範囲及び内容は、千歳市営住宅使用料等収納業務委託契約書並びに千歳市営住宅使用料及び駐車場使用料収納業務委託仕様書に定める。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、家賃の滞納整理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月10日）

この要綱は、平成20年10月14日から施行する。

附 則（平成23年3月29日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日から平成23年6月1日までの間におけるこの要綱による改正後の千歳市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱第7条第1項第1号の適用については、同号中「累積滞納額の95%」とあるのは「累積滞納額」とする。

附 則（平成24年3月29日市長決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日市長決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月12日市長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月29日市長決裁）

この要綱は、平成28年8月29日から施行する。

附 則（平成29年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月13日市長決裁（市営住宅課長専決））

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月20日市長決裁（建設部長専決））

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日市長決裁（市営住宅課長専決））

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月25日市長決裁（市営住宅課長専決））

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日市長決裁（市営住宅課長専決））

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日市長決裁（市営住宅課長専決））

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式その1（第4条関係）

第3号様式その2

第4号様式（第4条、第7条関係）

第5号様式（第5条関係）

第6号様式（第7条関係）

第7号様式（第7条関係）

第8号様式（第8条、第10条関係）

第9号様式（第8条関係）

第10号様式（第6条、第8条関係）

第11号様式（第17条関係）

第12号様式その1（第4条関係）

第12号様式その2

第13号様式（第17条関係）

千歳市長

督 促 状

会 計 科 目			
	年 度		月
	通知書番号		金 額
延 滞 金			
手 数 料			
納 期 限			
発 付 日			
摘 要			

上記のほかに下記金額が未納ですので至急お納めください。

月	金 額	月	金 額

- 1 この督促状により未納額を納付することはできません。納付書を紛失された場合は、再発行いたしますのでご連絡ください。
- 2 納付場所
北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、苫小牧信用金庫、北門信用金庫、北海道労働金庫、北央信用組合、道央農業協同組合の本支店、北海道内のゆうちょ銀行又は郵便局、北洋銀行千歳市役所内派出所、千歳市東部支所、千歳市支笏湖支所、千歳市向陽台支所
- 3 収入が減少したなどの事情により、納付指定期限までに一括での納付が困難な場合、またこの督促状の内容について不明な点がありましたらお問い合わせください。
- 4 この通知が到着する前に納付された場合は、行き違いですので御了承ください。

お問い合わせ先

第3号様式その1(第4条関係)

裏面

法的措置候補者に対する処置

	法的措置候補者の選定	連帯保証人に納付指導依頼	来庁要請書	納付誓約書の提出	最終催告兼住宅明渡し予告	連帯保証人への納付要請書	連帯保証人への債務履行請求
適用日時							
結果	選定・適用除外	配達証明・再送付	配達証明・再送付	提出・未提出	配達証明・再送付	配達証明・再送付	配達証明・再送付
備考							

法的措置対象者に対する処置

	法的措置対象者の選定	選定委員会	市営住宅明渡し請求書	条件付き入居許可取消通知	法的措置へ移行	弁護士より通知	訴訟結果
適用日時							
結果	選定・適用除外	選定・適用除外	配達証明・再送付	配達証明・再送付			
備考							

記 載 事 項	
身 体 の 状 況	
収 入 ・ 借 金 の 状 況	
そ の 他	

滞納家賃支払計画書兼誓約書

年 月 日

千歳市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

住 宅 番 号 _____ 団地 _____ 棟 _____ 号

入居年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は、現在滞納している家賃について、下記の納付計画に従い支払うことを誓約します。
もし、この誓約に反した場合は、勤務先等へ収入金額等の聴取が行われるとともに、滞納に関する詳細が連帯保証人に通知されることについて、異議を申し立てません。
また、千歳市が保有する私に関する税務情報その他の個人情報について、滞納整理に関する事務に必要な範囲内において、市内部で利用又は提供することに同意します。

記

1 住宅使用料の滞納状況 年 月 日現在

	滞納金額	滞納期間
現年度家賃	円	か月
〃 駐車場	円	か月
過年度家賃	円	か月
〃 駐車場	円	か月
合 計	円	か月
	円	か月

2 住宅使用料の納付計画（駐車場使用料を含む。） 年 月 日より適用

	納付金額	納付期限
現年度家賃	円 / 毎月	毎月末日まで
現年度駐車場	円 / 毎月	毎月末日まで
既滞納家賃（駐車場使用料を含む）	円 / 毎月 円 / 一時金	毎月 日まで (4・5・6・7・8・9・ 10・11・12・1・2・3)
合 計	円	完納予定 年 月

現年度の誓約額については、減免を適用している月に限って当該減免適用後の金額とみなすものとする。

様

千歳市長

納付指導依頼書

日ごろより千歳市営住宅の管理運営に御理解御協力を賜り誠にありがとうございます。
 あなたが、連帯保証人になっている千歳市営住宅 団地 棟 号の入居者様は、下記のとおり住宅使用料(家賃)を滞納しています。
 本市は、本人に対して催告を繰り返しておりますが、いまだに誠意ある対応が見られないため、今後は法的措置を含む厳しい対応をとる所存です。
 今後の経過によっては、連帯保証人であるあなたに未納家賃の請求をする場合もありますので念のため申し添えます。
 今一度連帯保証人であるあなたより、入居者に対して厳しく納付指導していただきますようお願い申し上げます。

記

市営住宅 年度	団地 滞納額	棟 滞納月数	号 備考	様の家賃滞納額状況
	円	か月		

上記の他に駐車場使用料として計 _____ 円の滞納があります。

連絡先 千歳市役所 3階 建設部市営住宅課
 電話 24 - 0939

第 年 月 日

団地 棟 号
様

千歳市長

市営住宅使用料に係る法的措置対象候補とする通知書兼来庁要請書

あなたが滞納している市営住宅使用料等について、本市は再三にわたって催促を繰り返してまいりましたが、あなたの対応に誠意が認められないことから、法的措置（訴訟提起）対象候補の一人として選定しましたので通知します。

つきましては、本通知に対するあなたからの抗弁を受けるとともに、これまでの滞納家賃を含めた支払能力を判断するため、 年 月 日から 年 月 日までの間（土日祝祭日を除く午前8時45分から午後5時15分までの間）で、あなたの御都合の良い日時を事前に連絡の上御来庁ください。その際、現住宅になお継続して居住を希望する場合は、市営住宅使用料等納付誓約書を提出していただきますので、過去6か月間の居住者全員の収入がわかる書類（給与明細書等）、実印及び印鑑登録証明書、また、滞納金額の算定等に不服がある場合は、あなたの主張の証拠となる資料（市営住宅使用料の領収書等）を御持参ください。

なお、本書による要請に回答がない場合、また、あなたに住宅使用料の支払意思や能力がないと判断されるにもかかわらず、なお現住宅を占有し続ける場合においては、他の入居者との公平性を保つため、公営住宅法第32条第1項第2号の規定により住宅の明渡し請求及び滞納住宅使用料の支払を求める訴訟等の法的措置を執行します。

記

市営住宅使用料の滞納状況

年 月 日 現在

	滞納金額	滞納期間
現年度家賃	円	か月
〃 駐車場	円	か月
過年度家賃	円	か月
〃 駐車場	円	か月
合 計	円	か月
	円	か月

連絡先 千歳市役所3階 建設部市営住宅課

電話：24 - 0939

市営住宅使用料等納付誓約書

千歳市長

様

年 月 日

住 所

氏 名

印(実印)

私は、千歳市営住宅 団地 棟 号(名義人)
に係る家賃(駐車場使用料等を含む。)について、次の納付計画のとおり履行することを誓約します。

また、年度 月分以降の住宅使用料(現年度分)について、毎月納期限までに納付します。

もし、この納付計画を履行できなかった場合は、千歳市の指示に従い、直ちに住宅を明け渡すことを誓約します。

記

1 住宅使用料の滞納状況

年 月 日現在

	滞納金額	滞納期間
現年度家賃	円	か月
〃 駐車場	円	か月
過年度家賃	円	か月
〃 駐車場	円	か月
合 計	円	か月
	円	か月

2 住宅使用料の納付計画(駐車場使用料を含む)

年 月 日より適用

	納付金額	納付期限
現年度家賃	円/毎月	毎月末日まで
現年度駐車場	円/毎月	毎月末日まで
既滞納家賃(駐車場使用料を含む)	円/毎月 円/一時金	毎月 日まで (4・5・6・7・8・9・ 10・11・12・1・2・3)
合 計	円	完納予定 年 月

現年度の誓約額については、減免を適用している月に限って当該減免適用後の金額とみなすものとする。

裏面

3 納付誓約書の提出に当たり、入居者が申し述べた事項について

4 納付誓約書の提出に当たり、入居者が訴える情状等について

5 納付誓約書の提出に当たり、市から入居者に説明した事項について

(1) 本納付誓約書の内容(これまでの住宅使用料等の滞納状況、今後の納付計画の内容等)について理解しました。

(2) 本納付契約書を履行できなかった場合の本人及び連帯保証人に対する処遇(現住宅に継続居住するための条件、住宅明渡し及び訴訟へ至る経過等)について理解しました。

上記について相違ありません。

氏 名 _____ 実印

本誓約書には、実印を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

第8号様式(第8条、第10条関係)

第 年 月 日

千歳市

市営住宅 団地 棟 号
様

千歳市長 印

市営住宅使用料等最終催告書

まず、本書は、住宅明渡しの法的措置を前提とした最後の催告書であることを通知します。

あなたは、市営住宅 団地 棟 号の住宅使用料(家賃)を以下のとおり滞納しておりますが、これまで再三にわたる催告を受け、又は納付誓約を提出したにもかかわらず、状況は改善されていません。

これ以上の滞納額増加を看過できませんので、あなたに対して下記の指定期限までに滞納額全額の支払を求めます。期限までに滞納額全額の支払が困難である場合は、速やかに住宅を明け渡してください。

なお、これらの求めに応じなかった場合は、不本意ではありますが、連帯保証人への納付要請又はあなたに対する建物明渡等請求訴訟を提起することを申し添えます。

記

- 滞納金額 金 円(年 月 日現在) 月分)
- 納入期限 年 月 日
- 連絡先

様

千歳市長

連帯保証債務履行依頼書

日ごろより千歳市営住宅の管理運営に御理解御協力を賜り誠にありがとうございます。

あなたが連帯保証人になっている千歳市営住宅 団地 棟 号の入居者 様は、住宅使用料(家賃)を滞納しています。

これまでも本市は、入居者本人に対して再三催告を続けてまいりましたが、いまだに状況が改善されないため、法的措置を前提に、 様に別紙のとおり市営住宅使用料等最終催告書を送付しました。

改めて指定期限までに、滞納額全額の支払を行うよう、また支払が困難である場合は速やかに当該住宅を明け渡すよう入居者本人に御指導ください。

入居者本人が期限までに催告に応じない場合は、民法第446条(保証人の責任)の規定により、連帯保証人であるあなたに対して支払を請求することとなりますのであらかじめ御承知おきください。

記

市営住宅 団地 棟 号

入居者	様の家賃滞納額状況	年	月	日現在
	滞納期間	滞納金額	備	考
現年度家賃	か月	円		
過年度家賃	か月	円		
合計	か月	円		

上記の他に駐車場使用料として計 _____ 円の滞納があります。

連絡先 千歳市役所3階 建設部市営住宅課 電話 24 - 0939

第10号様式(第6条、第8条関係)

第 年 月 日 号

連帯保証人 住所
氏名 様

千歳市長 印

連帯保証債務納付請求書

あなたが連帯保証人になっております下記の者の滞納家賃につきまして、民法第446条の規定により、連帯保証人であるあなたに請求いたしますので、指定期日までにお支払くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 使用住宅名 千歳市営住宅 団地 棟 号
- 2 住宅使用者
- 3 滞納家賃額 円
- 4 指定期日 年 月 日
- 5 納入場所 千歳市役所 建設部市営住宅課

滞納家賃等支払誓約書(退去者用)

年 月 日

千歳市長 様

住 所 _____

氏 名 _____ (実印)

住宅番号 _____ 団地 _____ 棟 _____ 号 _____

退去年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は、市営住宅の退去に伴い、滞納家賃等を下記の計画に従って支払うことを誓約します。

記

1 住宅使用料の滞納状況 _____ 年 _____ 月 _____ 日現在

	累積滞納金額	滞納期間
市営住宅使用料	円	か月
市営住宅駐車場使用料	円	か月
合 計	円	か月

2 その他の債務(_____) _____ 円

3 住宅使用料等の納付計画 _____ 年 _____ 月 _____ 日より

適用

	納付金額	納付期限
月 払 い	円 / 毎月	毎月 _____ 日まで
一 時 払 い	円 / 一時金	(4・5・6・7・8・9・ 10・11・12・1・2・3)
合 計	円	完納予定 _____ 年 _____ 月

本誓約書には、実印を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

住宅使用料・駐車場使用料
納入通知書兼領収証書 公

分納 回目	口座番号	
	加入者名	

通知書番号

氏名

	円
	円
	円

お支払金額	円
-------	---

上記のとおり
領収いたしました。

領収日附印

金額訂正したもの
領収印のないもの
は無効です。

【納入者保管】

この領収書は5年間保管してください。

住宅使用料・駐車場使用料
納入書 公

分納 回目	口座番号	
	加入者名	

通知書番号

氏名

	円
	円
	円

お支払金額	円
-------	---

金額訂正したもの
領収印のないもの
は無効です。

領収日附印

【金融機関保管】

住宅使用料・駐車場使用料
納入済通知書 公

口座番号	
加入者名	

分納 回目

通知書番号

お支払い金額

円

内訳

	年 月分	円
		円
		円
		円
		円

取りまとめ店

【千歳市保管】

領収日附印

市営住宅課

住宅使用料・駐車場使用料
納入通知書兼領収証書 公

加入者名	
------	--

分納 回目

通知書番号

氏名

	円
	円
	円

お支払金額	円
-------	---

上記のとおり
領収いたしました。

領収日附印

金額訂正したもの
領収印のないもの
は無効です。

【納入者保管】

この領収書は5年間保管してください。

住宅使用料・駐車場使用料
納入書 公

分納 回目	口座番号	
	加入者名	

通知書番号

氏名

	円
	円
	円

お支払金額	円
-------	---

金額訂正したもの
領収印のないもの
は無効です。

領収日附印

【金融機関保管】

住宅使用料・駐車場使用料
納入済通知書 公

分納 回目

通知書番号

お支払い金額

円

内訳

	年 月分	円
		円
		円
		円
		円

取りまとめ店

【千歳市保管】

領収日附印

市営住宅課

第13号様式(第17条関係)

第 年 月 日

千歳市

市営住宅 団地 棟 号
様

千歳市長 印

法的措置を前提とする市営住宅使用料等催告書

あなたは、退去した市営住宅 団地 棟 号の住宅使用料(家賃)等を以下のとおり滞納しておりますが、これまで再三にわたる催告を受け、あるいは納付誓約書を提出したにもかかわらず、これを誠実に支払っておりません。

本市もこれ以上看過することができない状況にありますので、下記の期日までに来庁の上、滞納額全額をお支払ください。

なお、期限までに支払がなかった場合、不本意ではありますが、あなたに対して滞納額全額の支払を求める法的措置を提起する所存ですので、予め申し添えます。

記

- 滞納金額 金 円(月 日現在)
(年 月 日)
- 納入期限 年 月 日
- 連絡先